

○大和川右岸水防事務組合議会委員会条例

制 定 昭 34. 1. 14 条例 1

最近改正 平 26. 3. 19 条例 1

(常任委員会の設置)

第 1 条 この組合議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の職務)

第 2 条 常任委員会は、組合の事務及び議案、請願、陳情等に関し調査又は審査を行うものとする。

(常任委員会の定数)

第 3 条 常任委員会の定数は、7人とする。

(委員の選任)

第 4 条 常任委員は、議長が組合議会にはかって指名する。

(任期)

第 5 条 常任委員の任期は、選任の日から起算して2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員の改選が、任期満了の前に行われた場合は、前任の常任委員の任期は、前項の規定にかかわらず、当該改選の時に満了するものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長)

第 6 条 常任委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長の議事整理権、秩序保持権)

第 7 条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第 8 条 委員長に事故あるときは、副委員長が、委員長、副委員長に事故あるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(傍聴及び秘密会)

第9条 委員会は、議員のほか傍聴を許さない。但し、報道関係者その他委員長の許可を得た者については、この限りでない。

2 委員会は、その決議により秘密会とすることができる。

(会議規則との関係)

第10条 この条例に定めるものを除くほか、委員会に関し必要な事項は、会議規則の定めるところによる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 常任委員の任期の始期は、議員の任期の始期による。

附 則 (昭 36. 2. 28 条例 2)

1 この改正条例は、公布の日から施行し、昭和 36 年 2 月 28 日から適用する。

附 則 (平 26. 3. 19 条例 1)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。